

(H30)

改 正	現 行	備 考
<p>第4章 調査、計画業務</p> <p>第2節 洪水痕跡調査業務</p> <p>2-3 業務費構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は、次の各項目について計上する。</p> <p>1) 直接人件費 直接人件費は、当該調査業務に従事する者の人件費である。なお名称及びその基準日額等は別途定める。</p> <p>2) 材料費 材料費は、当該調査業務を実施するのに要する材料の費用である。</p> <p>3) 機械経費 機械経費は、当該調査業務を実施するのに要する費用である。その算定は、別に定められた「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める「測量機械等損料算定表」による。</p> <p>4) 直接経費</p> <p>① 旅費交通費 当該調査業務に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。</p> <p>② 安全費 安全費は、調査業務における安全対策に要する費用であり、必要に応じて積み上げ計算を行う。</p> <p>③ 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては「測量業務積算基準」を準用するものとする。</p> <p>④ その他 機材運搬、伐木補償、車借上料などに要する費用を計上する。</p>	<p>第4章 調査、計画業務</p> <p>第2節 洪水痕跡調査業務</p> <p>2-3 業務費構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は、次の各項目について計上する。</p> <p>1) 直接人件費 直接人件費は、当該調査業務に従事する者の人件費である。なお名称及びその基準日額等は別途定める。</p> <p>2) 材料費 材料費は、当該調査業務を実施するのに要する材料の費用である。</p> <p>3) 機械経費 機械経費は、当該調査業務を実施するのに要する費用である。その算定は、別に定められた「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める「測量機械等損料算定表」による。</p> <p>4) 直接経費</p> <p>① 旅費交通費 当該調査業務に従事する者に係る旅費・交通費であり、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」等に準じて積算する。</p> <p>② 安全費 安全費は、調査業務における安全対策に要する費用であり、必要に応じて積み上げ計算を行う。</p> <p>③ 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては「測量業務積算基準」を準用するものとする。</p> <p>④ その他 機材運搬、伐木補償、車借上料などに要する費用を計上する。</p>	

(H30)

改 正	現 行	備 考
<p>第 1 章 調査、計画標準歩掛</p> <p>第 4 節 道路施設点検業務</p> <p>4-2 橋梁定期点検業務等積算基準</p> <p>4-2-1 適用範囲</p> <p>この積算基準は、「橋梁定期点検要領（平成 31 年 3 月）国土交通省道路局国道・技術課」（以下、「定期点検要領」という）および「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成 28 年 12 月）国土交通省道路局国道・防災課」（以下、「第三者要領」という）に基づき実施する橋梁定期点検業務に適用する。</p> <p>なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p> <p>4-2-4 適用範囲</p> <p>(4) 状態の把握（点検）</p> <p>「定期点検要領」に基づき、橋梁点検車、高所作業車、点検用足場、あるいは梯子等を用いて、橋梁点検を近接目視にて行う。また、必要に応じて橋梁台帳の記載事項を補完するために現地計測を行う。</p> <p>(6) 点検調書作成</p> <p>1) 状態の把握（点検）</p> <p>点検結果をもとに、「定期点検要領」付録-3 定期点検結果の記入要領（定期点検記録様式（その 1）～（その 5））及びデータ記録様式（その 9）～（その 13））に基づき点検調書を作成する。この際の損傷程度の評価は、「定期点検要領」付録-2 損傷程度の評価要領による。</p> <p>2) 第三者被害予防措置</p> <p>点検結果をもとに、「定期点検要領」付録-3 定期点検結果の記入要領（データ記録様式（その 9）～（その 12））に基づき点検調書を作成する。この際の損傷程度の評価は、「第三者要領」付録-III 措置記録記入要領による。</p>	<p>第 1 章 調査、計画標準歩掛</p> <p>第 4 節 道路施設点検業務</p> <p>4-2 橋梁定期点検業務等積算基準</p> <p>4-2-1 適用範囲</p> <p>この積算基準は、「橋梁定期点検要領（案）（平成 26 年 3 月）国土交通省道路局国道・防災課」（以下、「定期点検要領」という）および「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成 28 年 12 月）国土交通省道路局国道・防災課」（以下、「第三者要領」という）に基づき実施する橋梁定期点検業務に適用する。</p> <p>なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p> <p>4-2-4 適用範囲</p> <p>(4) 定期点検</p> <p>「定期点検要領」に基づき、橋梁点検車、高所作業車、点検用足場、あるいは梯子等を用いて、橋梁点検を近接目視にて行う。また、必要に応じて橋梁台帳の記載事項を補完するために現地計測を行う。</p> <p>(6) 点検調書作成</p> <p>1) 定期点検</p> <p>点検結果をもとに、「定期点検要領」付録-3 定期点検結果の記入要領（点検調書（その 1）～（その 9））に基づき点検調書を作成する。この際の損傷度評価は、「定期点検要領」付録-1 損傷評価基準による。</p> <p>2) 第三者被害予防措置</p> <p>点検結果をもとに、「定期点検要領」付録-3 定期点検結果の記入要領（点検調書（その 5）～（その 8））に基づき点検調書を作成する。この際の損傷度評価は、「第三者要領」付録-III 措置記録記入要領による。</p>	

(H30)

改 正	現 行	備 考																																																																				
<p>4-2-5 標準歩掛 (4) 状態の把握 (点検)</p> <p>特定の溝橋等以外 (1日当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分 \ 職 種</th> <th colspan="5">直接人件費</th> </tr> <tr> <th>主任技師</th> <th>技師 (A)</th> <th>技師 (B)</th> <th>技師 (C)</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期点検</td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記歩掛は、仮設備を含まない上下部構造の点検歩掛である。 2. 足元条件は表4. 2によるものとする。なお、1橋梁で複数の足元条件となる場合は支配的な足元条件を適用する。 3. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの点検日数を定めるものとする。 4. 上記歩掛には、橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測も含む。 5. モニター式点検車歩掛については別途計上する。 6. 橋梁点検の内業 (結果とりまとめ) は「(6) 点検調書作成」で計上する。 7. 仮設費 (作業用足場等近接手段) は別途計上する。 8. 定期点検面積及び点検日数は小数第1位 (小数第2位を四捨五入) とする。 9. 夜間作業で深夜に点検を行う場合は、深夜割り増しを行うこと。 10. 特定の溝橋等については、「橋梁定期点検業務等積算基準 (暫定版) (平成31年3月) 国土交通省道路局国道・技術課」を参照すること。</p> <p>(6) 点検調書作成 1) 状態の把握 (点検) (1日当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分 \ 職 種</th> <th colspan="5">直接人件費</th> </tr> <tr> <th>主任技師</th> <th>技師 (A)</th> <th>技師 (B)</th> <th>技師 (C)</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期点検の点検調書作成</td> <td></td> <td></td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記歩掛は、健全性の診断を含まない定期点検記録様式 (その1) ~ (その5) 及びデータ記録様式 (その9) ~ (その13) の作成を行う歩掛である。健全性の診断を行い、定期点検記録様式 (その6) ~ (その8) の作成を行う場合については、別途計上する。 2. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調書作成日数を定めるものとする。 3. 定期点検面積が 300 m²を超える場合の下限値は 1.6 日とする。 4. 定期点検面積及び調書作成日数は小数第1位 (小数第2位を四捨五入) とする。</p>	区 分 \ 職 種	直接人件費					主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	定期点検			1.0	1.5	1.0	区 分 \ 職 種	直接人件費					主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	定期点検の点検調書作成			0.5	1.0	1.0	<p>4-2-5 標準歩掛 (4) 定期点検</p> <p>(1日当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分 \ 職 種</th> <th colspan="5">直接人件費</th> </tr> <tr> <th>主任技師</th> <th>技師 (A)</th> <th>技師 (B)</th> <th>技師 (C)</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期点検</td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記歩掛は、仮設備を含まない上下部構造の点検歩掛である。 2. 足元条件は表4. 2によるものとする。なお、1橋梁で複数の足元条件となる場合は支配的な足元条件を適用する。 3. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの点検日数を定めるものとする。 4. 上記歩掛には、橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測も含む。 5. モニター式点検車歩掛については別途計上する。 6. 橋梁点検の内業 (結果とりまとめ) は「(6) 点検調書作成」で計上する。 7. 仮設費 (作業用足場等近接手段) は別途計上する。 8. 定期点検面積及び点検日数は小数第1位 (小数第2位を四捨五入) とする。 9. 夜間作業で深夜に点検を行う場合は、深夜割り増しを行うこと。</p> <p>(6) 点検調書作成 1) 定期点検 (1日当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分 \ 職 種</th> <th colspan="5">直接人件費</th> </tr> <tr> <th>主任技師</th> <th>技師 (A)</th> <th>技師 (B)</th> <th>技師 (C)</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期点検の点検調書作成</td> <td></td> <td></td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記歩掛は、健全性の診断を含まない点検調書 (1) ~ (9) の作成を行う歩掛である。健全性の診断を行い、点検調書 (10), (11) の作成を行う場合については、別途計上する。 2. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調書作成日数を定めるものとする。 3. 定期点検面積が 300 m²を超える場合の下限値は 1.6 日とする。 4. 定期点検面積及び調書作成日数は小数第1位 (小数第2位を四捨五入) とする。</p>	区 分 \ 職 種	直接人件費					主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	定期点検			1.0	1.5	1.0	区 分 \ 職 種	直接人件費					主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	定期点検の点検調書作成			0.5	1.0	1.0	
区 分 \ 職 種		直接人件費																																																																				
	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員																																																																	
定期点検			1.0	1.5	1.0																																																																	
区 分 \ 職 種	直接人件費																																																																					
	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員																																																																	
定期点検の点検調書作成			0.5	1.0	1.0																																																																	
区 分 \ 職 種	直接人件費																																																																					
	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員																																																																	
定期点検			1.0	1.5	1.0																																																																	
区 分 \ 職 種	直接人件費																																																																					
	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員																																																																	
定期点検の点検調書作成			0.5	1.0	1.0																																																																	

(H30)

改 正	現 行	備 考
<p>第4章 調査、計画業務</p> <p>第5節 水文観測業務</p> <p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準（案）</p> <p>5-1-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は次の各項目について計上する。</p> <p>2) 直接経費</p> <p>① 旅費交通費 当該作業に従事する者に係わる旅費・交通費を計上する。</p> <p>5-2 流量観測業務積算基準（案）</p> <p>5-2-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費</p> <p>2) 直接経費</p> <p>② 旅費交通費 当該作業に従事する者に係わる旅費・交通費を計上する。</p> <p>5-2-5 精度管理費の積算方式</p> <p>精度管理費は、機械器具の検定等に必要な経費であり、直接調査費のうち直接人件費および機械経費の合計額に精度管理費係数を乗じて得た額とする。</p> <p>(精度管理費) = { (直接人件費) + (機械経費) } × (精度管理費係数)</p> <p>なお、精度管理費係数は、0.1とする。</p> <p>計画準備、打合せ協議、流量観測結果報告、関係機関協議、現地調査は精度管理費係数の対象とはしない。</p>	<p>第4章 調査、計画業務</p> <p>第5節 水文観測業務</p> <p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準（案）</p> <p>5-1-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は次の各項目について計上する。</p> <p>2) 直接経費</p> <p>① 旅費交通費 当該作業に従事する者に係わる旅費・交通費であり、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」等に準じて積算する。</p> <p>5-2 流量観測業務積算基準（案）</p> <p>5-2-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費</p> <p>2) 直接経費</p> <p>② 旅費交通費 当該作業に従事する者に係わる旅費・交通費であり、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」等に準じて積算する。</p> <p>5-2-5 精度管理費の積算方式</p> <p>精度管理費は、機械器具の検定等に必要な経費であり、直接調査費のうち直接人件費および機械経費の合計額に精度管理費係数を乗じて得た額とする。</p> <p>(精度管理費) = { (直接人件費) + (機械経費) } × (精度管理費係数)</p> <p>なお、精度管理費係数は、0.1とする。</p> <p>計画準備、現地調査、打合せは精度管理費係数の対象とはしない。</p>	

(H30)

改 正	現 行	備 考
<p>5-2-9 高水流量観測</p> <p>(1) 高水流量観測外業 高水流量観測外業は、1班1観測所を原則として、高水規模に応じた班数・回数を設定する。</p> <p>① 観測作業時間の算定 班編成人員の作業時間は、原則として次図のとおりとする。</p>	<p>5-2-9 高水流量観測</p> <p>(1) 高水流量観測外業 高水流量観測外業は、1班1観測所を原則として、高水規模に応じた班数・回数を設定する。</p> <p>① 観測作業時間の算定 班編成人員の作業時間は、原則として次図のとおりとする。</p>	

(H30)

改 正	現 行	備 考
<p>5-3-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は、次の各項目について計上する。</p> <p>1) 直接人件費 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。</p> <p>2) 直接経費</p> <p>①旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。</p> <p>5-4-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は、次の各項目について計上する。</p> <p>1) 直接人件費 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。</p> <p>2) 直接経費</p> <p>①旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。</p>	<p>5-3-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は、次の各項目について計上する。</p> <p>1) 直接人件費 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。</p> <p>2) 直接経費</p> <p>①旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費であり、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」等に準じて積算する。</p> <p>5-4-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は、次の各項目について計上する。</p> <p>1) 直接人件費 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。</p> <p>2) 直接経費</p> <p>①旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費であり、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」等に準じて積算する。</p>	